

葛飾区市民活動支援センター条例及び葛飾区勤労福祉会館条例の一部を改正する条例

記

1 改正の理由

葛飾区市民活動支援センター及び葛飾区勤労福祉会館の駐車場の利用料金制度を導入するにあたり所要の改正をする必要があるため。

2 改正の概要

葛飾区市民活動支援センター及び葛飾区勤労福祉会館の第一駐車場（南側駐車場）8台、第二駐車場（北側駐車場）4台、合計12台の駐車スペースを有料化するもの。

3 施行予定期日

平成24年5月1日予定

4 新旧対照表

別紙 葛飾区市民活動センター条例及び葛飾区勤労福祉会館条例新旧対照表のとおり。

葛飾区市民活動支援センター条例 新旧対照表

現 行	改正案
<p>○葛飾区市民活動支援センター条例 平成17年12月21日 条例第40号</p>	<p>○葛飾区市民活動支援センター条例 平成17年12月21日 条例第40号</p>
<p>(設置)</p> <p>第1条 地域において営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として区民等が主体的に取り組む活動（以下「市民活動」という。）を支援し、及び促進することにより、活力ある地域社会の実現に寄与するため、葛飾区市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）を東京都葛飾区立石三丁目12番1号に設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地域において営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として区民等が主体的に取り組む活動（以下「市民活動」という。）を支援し、及び促進することにより、活力ある地域社会の実現に寄与するため、葛飾区市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）を東京都葛飾区立石三丁目12番1号に設置する。</p>
<p>(事業)</p> <p>第2条 支援センターは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民活動に係る人材の育成に関すること。 (2) 市民活動に係る相談及び助言に関すること。 (3) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること。 (4) 支援センターの利用に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業。 	<p>(事業)</p> <p>第2条 支援センターは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民活動に係る人材の育成に関すること。 (2) 市民活動に係る相談及び助言に関すること。 (3) 市民活動に係る情報の収集及び提供に関すること。 (4) 支援センターの利用に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業。
<p>(施設)</p> <p>第3条 支援センターには、次に掲げる施設を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報コーナー (2) 相談室 (3) 作業室 (4) 大会議室 (5) 小会議室 (6) 和室 (7) 集会室 (8) 多目的室 <p>2 大会議室、小会議室、和室、集会室及び多目的室は、葛飾区勤労福祉会館との共用施設とする。</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 支援センターには、次に掲げる施設を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報コーナー (2) 相談室 (3) 作業室 (4) 大会議室 (5) 小会議室 (6) 和室 (7) 集会室 (8) 多目的室 (9) 駐車場 <p>2 大会議室、小会議室、和室、集会室、多目的室及び駐車場は、葛飾区勤労福祉会館との共用施設とする。</p>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 区長は、次に掲げる支援センターの管理に係る業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2条各号に掲げる業務 (2) 支援センターの維持管理に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 区長は、次に掲げる支援センターの管理に係る業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第2条各号に掲げる業務 (2) 支援センターの維持管理に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
<p>(指定管理者の資格)</p> <p>第5条 指定管理者となることができるものは、法人その他の団体で、次の各号に掲げるすべての要件を備えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区民の平等な利用が確保された支援センターの運営ができること。 (2) 支援センターの効用を最大限に発揮させる運営をし、 	<p>(指定管理者の資格)</p> <p>第5条 指定管理者となることができるものは、法人その他の団体で、次の各号に掲げる全ての要件を備えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 区民の平等な利用が確保された支援センターの運営ができること。 (2) 支援センターの効用を最大限に発揮させる運営をし、

かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

- (3) 前条各号に掲げる業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。

(開館時間)

第6条 支援センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 支援センターの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(作業室等を使用できるものの範囲)

第8条 作業室及び葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める作業室の付帯設備（次条第2項において「作業室等」という。）を使用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 葛飾区内において市民活動を行い、又は行おうとする団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるもの

(使用の承認等)

第9条 支援センターの施設のうち別表に定めるもの及び規則で定める付帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとするものは、規則で定める手続により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 作業室等の使用の手続その他使用に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用の不承認)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の承認をしない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 支援センターの施設設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 支援センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に使用を不相当と認めるとき。

(使用権の譲渡等禁止)

第11条 第9条第1項の規定により施設等の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更禁止)

第12条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

- (3) 前条各号に掲げる業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。

(開館時間)

第6条 支援センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 支援センターの休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(作業室等を使用できるものの範囲)

第8条 作業室及び葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める作業室の付帯設備（次条第2項において「作業室等」という。）を使用できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 葛飾区内において市民活動を行い、又は行おうとする団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるもの

(使用の承認等)

第9条 支援センターの施設のうち別表第1に定めるもの及び規則で定める付帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとするものは、規則で定める手続により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 作業室等の使用の手続その他使用に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用の不承認)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の承認をしない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 支援センターの施設設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 支援センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に使用を不相当と認めるとき。

(使用権の譲渡等禁止)

第11条 第9条第1項の規定により施設等の使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更禁止)

第12条 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的に違反して使用したとき。
- (3) 使用の条件に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (5) 工事その他の都合により指定管理者が特に必要と認めるとき。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、使用を終了したときは、施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第15条 支援センターに損害を与えた者は、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用料金)

第16条 施設等の利用に係る料金(以下「施設等利用料金」という。)は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 使用者は、施設等利用料金を指定管理者に使用の承認の際に納付しなければならない。

3 施設等利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額又は免除)

第17条 指定管理者は、規則で定めるところにより、施設等利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(利用料金の還付)

(使用の承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的に違反して使用したとき。
- (3) 使用の条件に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (5) 工事その他の都合により指定管理者が特に必要と認めるとき。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、使用を終了したときは、施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(駐車場の使用)

第14条の2 支援センターを利用する者及び指定管理者が適当と認める者は、駐車場を使用することができる。

2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 支援センターに損害を与えた者は、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用料金)

第16条 施設等の利用に係る料金(以下「施設等利用料金」という。)は別表第1に、駐車場の利用に係る料金(以下「駐車場利用料金」という。)は別表第2にそれぞれ定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 使用者は、施設等利用料金を指定管理者に使用の承認の際に納付しなければならない。

3 駐車場を使用した者は、駐車場利用料金を指定管理者に自動車を出車させる際に納付しなければならない。

4 施設等利用料金及び駐車場利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額又は免除)

第17条 指定管理者は、規則で定めるところにより、施設等利用料金を減額し、又は免除するものとする。

2 指定管理者は、規則で定めるところにより、駐車場利用料金を免除するものとする。

(利用料金の還付)

第18条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された施設等利用料金の全部又は一部を還付するものとする。

(区長による管理)

第19条 第4条の規定にかかわらず、区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、同条各号に掲げる支援センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により区長が支援センターの管理に係る業務を行う場合にあっては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「ときは、あらかじめ区長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条第2号、第9条第1項、第10条、第12条ただし書及び第13条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、第16条第1項中「利用に係る料金（以下「施設等利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「規則で」と、同条第2項中「施設等利用料金を指定管理者に」とあるのは「施設等の使用料を」と、第17条中「指定管理者は、規則で定めるところにより、施設等利用料金」とあるのは「区長は、特別の理由があると認めるときは、施設等の使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「施設等利用料金」とあるのは「施設等の使用料」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

別表 (第9条、第16条関係)

施設の名称等	限度額
大会議室	1日につき6,500円
小会議室	1日につき5,000円
和室	1日につき4,700円
集会室	1日につき7,300円
多目的室	1日につき7,700円
付帯設備	1件1日につき15,000円

備考 1日とは、午前9時から午後9時30分までの間をいう。

第18条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された施設等利用料金の全部又は一部を還付するものとする。

2 既に納付された駐車場利用料金は、還付しない。

(区長による管理)

第19条 第4条の規定にかかわらず、区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、同条各号に掲げる支援センターの管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により区長が支援センターの管理に係る業務を行う場合にあっては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「ときは、あらかじめ区長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条第2号、第9条第1項、第10条、第12条ただし書、第13条及び第14条の2中「指定管理者」とあるのは「区長」と、第16条第1項中「利用に係る料金（以下「施設等利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「規則で」と、同条第2項中「施設等利用料金を指定管理者に」とあるのは「施設等の使用料を」と、同条第3項中「駐車場利用料金を指定管理者に」とあるのは「駐車場の使用料を」と、第17条第1項中「指定管理者は、規則で定めるところにより、施設等利用料金」とあるのは「区長は、特別の理由があると認めるときは、施設等の使用料」と、同条第2項中「指定管理者は、規則で定めるところにより、駐車場利用料金」とあるのは「区長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場の使用料」と、前条第1項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「施設等利用料金」とあるのは「施設等の使用料」と、同条第2項中「駐車場利用料金」とあるのは「駐車場の使用料」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この条例は、平成24年5月1日から施行する。

別表第1 (第9条、第16条関係)

施設の名称等	限度額
大会議室	1日につき6,500円
小会議室	1日につき5,000円
和室	1日につき4,700円
集会室	1日につき7,300円
多目的室	1日につき7,700円
付帯設備	1件1日につき15,000円

備考 1日とは、午前9時から午後9時30分までの間をいう。

別表第2 (第16条関係)

名称	限度額 (20分につき)
市民活動支援センター・勤労福祉会館駐車場	100円

備考 駐車時間 30分までは、無料とする。

葛飾区勤労福祉会館条例 新旧対照表

現 行	改正案
<p style="text-align: center;">○葛飾区勤労福祉会館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和54年9月28日 条例第27号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 主として中小企業に働く勤労者の文化、教養及び福祉の向上を図るため、葛飾区勤労福祉会館（以下「会館」という。）を東京都葛飾区立石三丁目12番1号に設置する。</p> <p style="text-align: center;">(平7条例48・一部改正)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 会館は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 会館施設の利用及び公開に関すること。</p> <p>(2) 会館施設を利用したの勤労者の文化、教養及び福祉の向上に必要な事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める事業</p> <p style="text-align: center;">(平7条例48・旧第3条繰上・一部改正)</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 会館には、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1) 大会議室</p> <p>(2) 小会議室</p> <p>(3) 和室</p> <p>(4) 集会室</p> <p>(5) 多目的室</p> <p>(6) 卓球室</p> <p>(7) 練習室</p> <p>2 大会議室、小会議室、和室、集会室及び多目的室は、葛飾区市民活動支援センターとの共用施設とする。</p> <p style="text-align: center;">(平7条例48・追加、平14条例58・平17条例44・一部改正)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 区長は、次に掲げる会館の管理に係る業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) 第2条各号に掲げる業務</p> <p>(2) 会館の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p style="text-align: center;">(平17条例44・追加)</p> <p>(指定管理者の資格)</p> <p>第3条の3 指定管理者となることができるものは、法人その他の団体で、次の各号に掲げる<u>すべての</u>要件を備えるものとする。</p> <p>(1) 区民の平等な利用が確保された会館の運営ができること。</p>	<p style="text-align: center;">○葛飾区勤労福祉会館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和54年9月28日 条例第27号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 主として中小企業に働く勤労者の文化、教養及び福祉の向上を図るため、葛飾区勤労福祉会館（以下「会館」という。）を東京都葛飾区立石三丁目12番1号に設置する。</p> <p style="text-align: center;">(平7条例48・一部改正)</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 会館は、前条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 会館施設の利用及び公開に関すること。</p> <p>(2) 会館施設を利用したの勤労者の文化、教養及び福祉の向上に必要な事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>葛飾区長</u>（以下「区長」という。）が必要と認める事業</p> <p style="text-align: center;">(平7条例48・旧第3条繰上・一部改正)</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 会館には、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1) 大会議室</p> <p>(2) 小会議室</p> <p>(3) 和室</p> <p>(4) 集会室</p> <p>(5) 多目的室</p> <p>(6) 卓球室</p> <p>(7) 練習室</p> <p><u>(8) 駐車場</u></p> <p>2 大会議室、小会議室、和室、集会室、<u>多目的室及び駐車場</u>は、葛飾区市民活動支援センターとの共用施設とする。</p> <p style="text-align: center;">(平7条例48・追加、平14条例58・平17条例44・一部改正)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条の2 区長は、次に掲げる会館の管理に係る業務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) 第2条各号に掲げる業務</p> <p>(2) 会館の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務</p> <p style="text-align: center;">(平17条例44・追加)</p> <p>(指定管理者の資格)</p> <p>第3条の3 指定管理者となることができるものは、法人その他の団体で、次の各号に掲げる<u>全ての</u>要件を備えるものとする。</p> <p>(1) 区民の平等な利用が確保された会館の運営ができること。</p>

(2) 会館の効用を最大限に発揮させる運営をし、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(3) 前条各号に掲げる業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。

(平17条例44・追加)

(開館時間)

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、これを変更することができる。

(平17条例44・全改)

(休館日)

第4条の2 会館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(平17条例44・追加)

(使用の承認)

第5条 会館の施設及び葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める付帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定める手続により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(平7条例48・平17条例44・一部改正)

(使用の不承認)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の承認をしない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 会館の施設設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 会館の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に使用を不相当と認めるとき。

(平17条例44・全改)

第7条及び第8条 削除

(平17条例44)

(使用権の譲渡等禁止)

第9条 第5条の規定により施設等の使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、施設等の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17条例44・一部改正)

(施設等の変更禁止)

第10条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(平17条例44・一部改正)

(使用の承認の取消し等)

(2) 会館の効用を最大限に発揮させる運営をし、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(3) 前条各号に掲げる業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。

(平17条例44・追加)

(開館時間)

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、これを変更することができる。

(平17条例44・全改)

(休館日)

第4条の2 会館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ区長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(平17条例44・追加)

(使用の承認)

第5条 会館の施設(駐車場を除く。)及び葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める付帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定める手続により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(平7条例48・平17条例44・一部改正)

(使用の不承認)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の承認をしない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 会館の施設設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 会館の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が特に使用を不相当と認めるとき。

(平17条例44・全改)

第7条及び第8条 削除

(平17条例44)

(使用権の譲渡等禁止)

第9条 第5条の規定により施設等の使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、施設等の使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平17条例44・一部改正)

(施設等の変更禁止)

第10条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(平17条例44・一部改正)

(使用の承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的に違反して使用したとき。
- (3) 使用の条件に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (5) 工事その他の都合により指定管理者が特に必要と認めるとき。

(平17条例44・全改)

(原状回復義務)

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき及び前条の規定に基づき使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 会館に損害を与えた者は、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、区長は、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例44・一部改正)

(利用料金)

第14条 施設等の利用に係る料金(以下「施設等利用料金」という。)は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 使用者は、施設等利用料金を指定管理者に使用の承認の際に納付しなければならない。

3 施設等利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平17条例44・全改)

(利用料金の減額又は免除)

第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、施設等利用料金を減額し、又は免除するものとする。

(平17条例44・追加)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的に違反して使用したとき。
- (3) 使用の条件に違反し、又は指定管理者の指示に従わなかったとき。
- (4) 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。
- (5) 工事その他の都合により指定管理者が特に必要と認めるとき。

(平17条例44・全改)

(原状回復義務)

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき及び前条の規定に基づき使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(駐車場の使用)

第12条の2 会館を利用する者及び指定管理者が適当と認める者は、駐車場を使用することができる。

2 駐車場に駐車させることができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除く。)で、規則で定める大きさを超えないものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 会館に損害を与えた者は、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、区長は、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例44・一部改正)

(利用料金)

第14条 施設等の利用に係る料金(以下「施設等利用料金」という。)は別表第1に、駐車場の利用に係る料金(以下「駐車場利用料金」という。)は別表第2にそれぞれ定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

2 使用者は、施設等利用料金を指定管理者に使用の承認の際に納付しなければならない。

3 駐車場を使用した者は、駐車場利用料金を指定管理者に自動車を出車させる際に納付しなければならない。

4 施設等利用料金及び駐車場利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平17条例44・全改)

(利用料金の減額又は免除)

第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、施設等利用料金を減額し、又は免除するものとする。

2 指定管理者は、規則で定めるところにより、駐車場利用料金を免除するものとする。

(利用料金の還付)

第16条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された施設等利用料金の全部又は一部を還付するものとする。

(平17条例44・追加)

(区長による管理)

第17条 第3条の2の規定にかかわらず、区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、同条各号に掲げる会館の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により区長が会館の管理に係る業務を行う場合にあっては、第4条ただし書及び第4条の2ただし書中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「ときは、あらかじめ区長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第5条、第6条、第10条ただし書及び第11条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、第14条第1項中「利用に係る料金(以下「施設等利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「規則で」と、同条第2項中「施設等利用料金を指定管理者に」とあるのは「施設等の使用料を」と、第15条中「指定管理者は、規則で定めるところにより、施設等利用料金」とあるのは「区長は、特別の理由があると認めるときは、施設等の使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「施設等利用料金」とあるのは「施設等の使用料」として、これらの規定を適用する。

(平17条例44・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭63条例12・旧第14条繰下、平17条例44・旧第15条繰下)

付 則

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、東京都勤労福祉会館条例(昭和44年東京都条例第32号)に基づき承認を受けた施行日以後の使用については、この条例に基づき承認したものとみなす。

付 則(中間省略)

(平17条例44・追加)

(利用料金の還付)

第16条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された施設等利用料金の全部又は一部を還付するものとする。

2 既に納付された駐車場利用料金は、還付しない。

(平17条例44・追加)

(区長による管理)

第17条 第3条の2の規定にかかわらず、区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、同条各号に掲げる会館の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により区長が会館の管理に係る業務を行う場合にあっては、第4条ただし書及び第4条の2ただし書中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「ときは、あらかじめ区長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第5条、第6条、第10条ただし書、第11条及び第12条の2中「指定管理者」とあるのは「区長」と、第14条第1項中「利用に係る料金(以下「施設等利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「利用に係る料金(以下「駐車場利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が」とあるのは「規則で」と、同条第2項中「施設等利用料金を指定管理者に」とあるのは「施設等の使用料を」と、同条第3項中「駐車場利用料金を指定管理者に」とあるのは「駐車場の使用料を」と、第15条第1項中「指定管理者は、規則で定めるところにより、施設等利用料金」とあるのは「区長は、特別の理由があると認めるときは、施設等の使用料」と、同条第2項中「指定管理者は、規則で定めるところにより、駐車場利用料金」とあるのは「区長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場の使用料」と、前条第1項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「施設等利用料金」とあるのは「施設等の使用料」と、同条第2項中「駐車場利用料金」とあるのは「駐車場の使用料」として、これらの規定を適用する。

(平17条例44・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭63条例12・旧第14条繰下、平17条例44・旧第15条繰下)

付 則

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、東京都勤労福祉会館条例(昭和44年東京都条例第32号)に基づき承認を受けた施行日以後の使用については、この条例に基づき承認したものとみなす。

付 則(中間省略)

付 則

この条例は、平成24年5月1日から施行する。

別表 (第14条関係)

(平17条例44・全改)

施設の名称等		限度額
大会議室		1日につき6,500円
小会議室		1日につき5,000円
和室		1日につき4,700円
集会室		1日につき7,300円
多目的室		1日につき7,700円
卓球室	貸切りの場合	1日につき6,400円
	個人使用の場合	1人1回1時間につき90円
練習室		1日につき5,000円
付帯設備		1件1日につき15,000円

備考 1日とは、午前9時から午後9時30分までの間をいう。

別表第1 (第14条関係)

(平17条例44・全改)

施設の名称等		限度額
大会議室		1日につき6,500円
小会議室		1日につき5,000円
和室		1日につき4,700円
集会室		1日につき7,300円
多目的室		1日につき7,700円
卓球室	貸切りの場合	1日につき6,400円
	個人使用の場合	1人1回1時間につき90円
練習室		1日につき5,000円
付帯設備		1件1日につき15,000円

備考 1日とは、午前9時から午後9時30分までの間をいう。

別表第2 (第14条関係)

名称	限度額 (20分につき)
市民活動支援センター・勤労福祉会館駐車場	100円

備考 駐車時間30分までは、無料とする。